

## 政策分野 1 - 3 暮らしの安全・安心の確保

暮らしの安全・安心を実感できるよう、犯罪が起こりにくく、交通事故に遭わない社会づくりを進めます。

### 施策項目 1 - 3 - ① 犯罪の起こりにくい社会づくりと被害者等支援の充実

#### 目 標

犯罪の起こりにくい、  
安全で安心して暮らせる社会をつくります。

#### 現状と課題

これまで、県民・事業者・市町村・県等が連携し、犯罪の発生を抑制したり、犯罪被害に遭わないよう取り組んできたことなどを背景に、県内の刑法犯認知件数は、平成15年以降、18年連続で減少していますが、殺人・強盗などの重要犯罪や高齢者を狙った電話 d e 詐欺\*の認知件数等は全国的に見て高水準にあります。

また、殺人事件などの凶悪犯罪に発展するおそれもあるDV・ストーカー事案や若年層を中心に増加の一途をたどる大麻事案、社会全体におけるデジタル化の加速による新たな形態のサイバー犯罪の発生などにより、県民の安全・安心が脅かされています。

こうした中、本県の警察官一人当たりの人口負担率及び犯罪負担率は、全国でも高い状況にあり、誰もが安全で安心して暮らせる犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するためには、県民一人ひとりの防犯意識の高揚とともに主体的な取組が求められています。

地域における防犯活動の中心である、自主防犯団体\*は、活動主体の高齢化や後継者不足などにより、活動の縮小を余儀なくされている団体も多いことから、自主防犯団体への必要な支援に加え、幅広い人材に地域の防犯を担ってもらう必要があります。

また、犯罪被害者等は、ある日突然に生命、財産、心身などに直接的な被害を受けるだけでなく、被害直後から警察への届出など様々な対応が必要となることに加え、周囲の人からの配慮に欠けた言動等の二次的被害に苦しめられることもあり、総合的かつ継続した支援が必要とされています。

さらに、安全で安心な社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、再犯防止対策も重要であり、犯罪をした人等の就労、住居、保健・医療、福祉等多岐にわたる課題に対し、再犯防止施策を推進するため、刑事司法機関や警察のみならず、県、市町村、民間団体等、そして県民の理解・協力を得ながら地域社会が一丸となって取り組むことが求められます。

## 取組の基本方向

安全で安心な社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことが重要であることから、関係機関・団体等と連携して、地域の犯罪情勢に即した総合的な犯罪抑止対策と子ども・女性・高齢者を守る取組を推進するとともに、SNS等による情報発信・広報啓発活動を積極的に実施し、地域の防犯力の向上を図ります。

また、県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙や犯罪組織の壊滅を図るとともに、サイバー空間の脅威に対する総合的な対策やテロの未然防止対策を推進します。

さらに、「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念の下に、自主防犯団体によるパトロール等の活動を支援するとともに、幅広い人材に地域の防犯を担ってもらうよう取り組みます。

あわせて、犯罪被害者等が再び平穏な生活を送れるよう、国や市町村、民間支援団体等の関係機関と連携を強化し、その置かれている状況に応じた必要な支援を行うとともに、県民や事業者が犯罪被害者等の状況や支援の必要性を理解し、二次的被害が生じないための配慮を行うようにするなど、社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成を図ります。

また、罪を犯した人も様々な生きづらさを抱えた「ひとりの県民」とであると理解し、円滑な社会復帰を県民の協力を得ながら地域で支えることを通じて再犯を防ぐための取組を進めます。

## 主な取組

### 1-3-①-1 自主防犯意識の向上と防犯対策の推進

依然として被害の多い電話de詐欺をはじめとした県民の身近で発生する犯罪の抑止に向け、県民・事業者・市町村等との連携を強化するとともに、県民一人ひとりの防犯意識を向上させるため、広報啓発活動を推進します。

特に、電話de詐欺の撲滅に向けては、被害防止強化月間を設定するなど、更なる広報啓発活動を推進するとともに、電話de詐欺・悪質商法被害抑止コールセンターによる注意喚起や電話de詐欺相談専用ダイヤルによる適切な助言など、県民が被害に遭わないように防犯指導を行うほか、金融機関や関係団体等と連携した水際対策を推進します。

また、地域の防犯力を強化するため、自主防犯団体や学生等で構成されるヤング防犯ボランティアの活動を支援するとともに、幅広い人材に地域の防犯を担ってもらうため、例えば、買い物や犬の散歩など、日々の生活の場面で周囲の様子に目を配るなどの防犯の視点をプラスすることで、子どもや地域の安全を守る「プラス防犯」の取組を推進します。

さらに、市町村が実施する防犯カメラや防犯ボックスの設置などの地域の実情に即した防犯施策への支援を行います。

防犯意識の向上や犯罪抑止に向けた  
広報啓発活動の推進

電話de詐欺撲滅に向けた取組の推進

県民や事業者、自主防犯団体等による  
防犯活動の促進

移動交番車の弾力的かつ効果的な運用

歓楽街総合対策の推進

千葉県安全安心まちづくり推進協議会  
等における関係団体との連携促進

防犯カメラや防犯ボックスの設置等の  
防犯施策への支援



移動交番車の開設



STOP!電話de詐欺

## I-3-①-2

## 犯罪の徹底検挙と犯罪組織の壊滅

安全で安心な県民生活を確保するため、殺人・強盗・性犯罪等の重要犯罪をはじめ、侵入盗・自動車盗等の重要窃盗犯や電話de詐欺など、県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙に努めるとともに、犯罪捜査を支える各種捜査資機材の効果的な活用や優れた捜査官の育成などを推進します。

また、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取締りと暴力団排除活動を両輪とした総合的な暴力団対策や、薬物乱用者の徹底検挙、違法銃器の押収、不法ヤード\*の実態把握と取締りなど、犯罪組織の弱体化・壊滅に向けた諸対策を推進します。

凶悪犯罪の徹底検挙

重要窃盗犯及び連続的に発生する窃盗犯捜査の推進

電話de詐欺撲滅のための取締りの強化

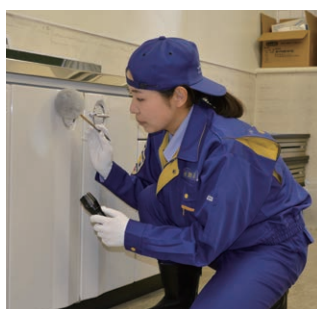
総合的な暴力団・薬物銃器対策等の推進

在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の推進

SDGs



捜査活動



鑑識活動



科学捜査

1-3-①-3

## サイバー空間に対する総合対策の推進

深刻な情勢となっているサイバー空間の脅威に的確に対処し、安全を確保するため、サイバー犯罪の取締りを行うほか、時機を捉えた情報発信、産学官が連携した中小企業等に対するセミナー、児童・教職員等に対する「ネット安全教室」の開催など、県民が被害者とならないための対策を推進します。

また、サイバー空間の脅威への対処能力の向上を図るため、知見等を有する民間事業者による研修を通じた人材育成や、最新技術に対応した捜査資機材の整備等を推進します。

さらに、サイバーテロは、一度発生すれば県民の安全で安心なくらしに重大な影響を及ぼすことから、重要インフラ事業者等と連携し、脅威情報の共有やサイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練を実施し、対処能力の向上を図ります。

サイバー犯罪に対する捜査等の推進

産学官が連携した被害防止対策の推進

解析機器等の捜査資機材の整備・拡充

サイバー攻撃対策の推進



ネット安全教室開催状況



サイバー攻撃対策研修会

## I-3-①-4 テロの未然防止

爆発物原料取扱事業者に対する管理者対策を徹底するとともに、恒久的なテロ対策の枠組みである「テロ対策ネットワーク・CHIBA」を活用し、各加盟事業者への情報発信や共同対処訓練を実施するなど、官民一体となったテロ対策を推進します。

また、関係機関との連携を強化して成田空港等の重要施設に対する警戒警備活動に万全を期します。



東日本旅客鉄道千葉駅現場対応訓練

## I-3-①-5 警察基盤の整備

警察力を強化し、治安課題に的確に対処するため、女性警察官の採用・登用の拡大や通訳人材の募集・登録を推進し、多様な人材を確保していくとともに、多様かつ広範な警察業務に対応するための各種教養や実戦に即した訓練を推進するなど、人的基盤の強化を図ります。

また、110番通報に迅速かつ的確に対処するための通信指令機能及び警察捜査を支える科学捜査力の強化を図るほか、防犯・防災の拠点である警察庁舎の計画的な建て替え・整備を進めるとともに、治安対策や交通対策に必要な各種装備資機材を整備します。

さらに、県民の利便性を向上させるため、警察業務のデジタル化の推進を図ります。

「テロ対策ネットワーク・CHIBA」の活動の推進

関係機関と連携した水際対策の推進

不審情報の収集・分析と違法行為の取締りの徹底

テロを想定した訓練の実施

空港等の重要施設に対する警戒警備の実施

SDGs



警察活動を支える人的基盤の強化

各種教養や実戦に即した訓練の推進

通信指令機能の強化

警察捜査のための基盤や装備資機材等の整備

警察署・交番・駐在所の計画的な整備

警察業務のデジタル化の推進

SDGs





行徳警察署南行徳駅前交番



市川警察署菅野交番



実戦に即した訓練

## I-3-①-6 DV・ストーカー防止と被害者支援の充実

DVの根絶を目指し、県民一人ひとりがDVに対する正しい理解と認識を深めるための広報・啓発や若者を対象とした予防教育に取り組んでいきます。

また、県内各地域において、相談から生活再建に至るまでDV被害者の状況に応じた様々な支援が実施できるよう体制を強化するとともに、関係機関との情報共有や連絡会議の実施などにより、連携強化を図ります。

さらに、DV・ストーカー事案は、事態が急展開して重大事件に発展するケースもあることから、被害者の安全確保を最優先として、加害者に対しては各種法令を駆使した早期検挙、事件化できない場合であっても指導・警告を早急に実施します。また、被害者等に対しては被害防止に向けたアドバイス、一時避難への支援、関係機関や法制度の教示、特定通報者登録、携帯用緊急通報装置の貸出しなど、保護対策を徹底します。

DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進

安全で安心できる相談・一時保護体制の充実

子どもの安全確保と支援

DV被害者支援のための体制強化

DV被害者の自立に向けた支援

市町村におけるDV対策の促進

DV・ストーカー事案等への迅速かつ的確な対応

DV・ストーカー被害者等の保護対策の推進



## 1-3-①-7

## 犯罪被害者等の支援の充実\*

犯罪被害者等が再び平穏な生活を送れるよう、国や市町村、民間支援団体等の関係機関と連携を強化し、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた必要な支援を行います。特に性犯罪・性暴力被害については、ワンストップ支援体制の充実を図るとともに、被害の根絶に向けた取組を推進します。

また、犯罪被害者等支援に従事する者の育成を行うとともに、市町村及び民間支援団体が行う取組に対して支援を行います。

さらに、犯罪被害者週間における行事や中学校・高等学校等における犯罪被害者遺族等による講演会の開催などを通じ、県民や事業者が犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、社会全体で支える意識の醸成を図ります。

犯罪被害者等に対する  
相談体制・支援の充実

国・市町村・民間支援団体等の関係機関と  
連携した犯罪被害者等への支援

性犯罪・性暴力被害者に対する  
ワンストップ支援体制の充実

犯罪被害者等支援に従事する者の  
人材育成

市町村・民間支援団体に対する  
支援の充実

犯罪被害者等に対する  
県民・事業者の理解の促進

SDGs



命の大切さを学ぶ教室



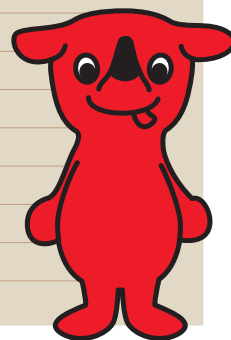
犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギュっとちゃん」

## ひとくちコラム

# 千葉県 犯罪被害者等 支援条例

「千葉県犯罪被害者等支援条例」は心身などに大きな被害を受けた犯罪被害者やそのご家族が再び平穏な生活を送れるよう支援するとともに、犯罪被害者などを社会全体で支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、令和3年3月に議員提案により制定されました。

県では、本条例に基づき計画を策定し、見舞金制度や無料弁護士相談制度を創設しました。



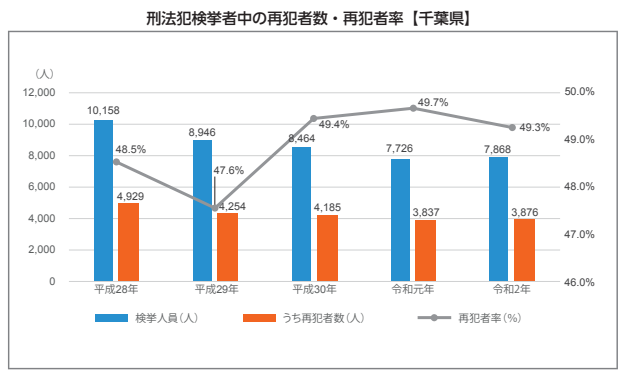


## 1-3-①-8 再犯防止対策\*

犯罪をした人等が抱える様々な生きづらさを解消することが、再び罪を犯すことを防ぐ有効な方策であるとの考えに立ち、県と民間団体、国、市町村が連携し、犯罪をした人等が社会で孤立することなく、地域とつながりを持った生活を再建することができるよう施策を実施していきます。

具体的には、犯罪をした人等に対する就労支援、住居確保支援、薬物依存症対策、関係機関との連携強化などの取組を推進していきます。

- 社会復帰に向けた包括的支援体制の整備
- 民間団体・国・県・市町村の連携強化
- 薬物乱用防止活動等の推進
- 暴力団の社会復帰支援
- 少年の立ち直り支援活動
- 再犯防止に関する啓発活動の推進



出典：法務省提供データ



ひとくちコラム

# 千葉県再犯防止計画

県では、平成30年から3年間、法務省からの委託事業として「地域再犯防止推進モデル事業」を実施し、刑務所出所者等の社会復帰に向けた包括的支援の取組を進めてきました。

その成果や課題を踏まえ、令和4年1月に、「千葉県再犯防止推進計画」を策定し、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を支援することで、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めています。

## 施策項目 | - 3 - ② 交通安全県ちばの確立

### 目 標

交通事故のない、安全で安心して暮らせる  
千葉県づくりを進めます。

### 現状と課題

県内の交通事故状況は、発生件数・負傷者数は減少傾向にありますが、令和3年中における交通事故発生件数は13,534件に上り、交通事故死者数は121人で全国ワースト4位であるなど、全国的に見ると依然として交通事故の発生が多い状況です。

誰もが安全で安心して暮らせる千葉県を実現するためには、県民一人ひとりが交通事故防止を自身の問題として考え、行動することが何よりも重要です。

また、歩行者や運転者などそれぞれの道路利用者の視点に立った、交通事故が起こりにくい道路環境を整備するために、関係機関・団体などが連携して取り組む必要があります。

さらに、特に問題となっている高齢者の交通安全対策、自転車の安全利用対策、そして、いまだ根絶されていない飲酒運転を含む悪質・危険な運転者対策を重点的に推進していくことが必要です。

### 取組の基本方向

県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーを実践するよう、関係機関・団体などと協力し、広報啓発活動や交通安全教育を実施します。

交通事故が多発している箇所では、関係機関・団体が共同して行う現地調査等により、事故発生原因の分析等を行い、道路構造や標識などの整備・改善に取り組みます。

また、高齢者や子どもが交通事故に遭わないための取組や高齢者に交通事故を起こさせないための取組を実施するほか、自転車の安全利用を更に徹底するための対策に取り組みます。

さらに、県民の飲酒運転根絶の意識醸成を図り、県民総ぐるみで対策を講じるなど、飲酒運転根絶に向けた環境づくりを一層推進します。

加えて、自動運転等の先進的な技術への対応や激甚化する災害等に対応するための交通安全施設整備の重要性が高まっていることから、これらのニーズに的確に対応します。

## 主な取組

### 1-3-②-1 県民総参加でつくる交通安全の推進

交通事故をなくし、安全で住みよい「交通安全県ちば」を確立するため、県民、市町村、企業、関係団体や地域の交通安全推進団体と連携し、春・夏・秋・冬の交通安全運動をはじめとする交通安全対策に取り組みます。

また、各種キャンペーンやホームページのほか、SNS、ラジオや広報紙等を活用して、交通ルールやマナーを啓発するとともに、交通事故発生状況等の情報を提供し、県民一人ひとりの交通事故防止に対する意識の向上を図ります。特に、横断歩道上における交通事故の防止のため、運転者に対し横断歩道における歩行者の優先義務について、また、歩行者に対し横断歩道の安全利用について、それぞれ周知に努めます。

四季の交通安全運動等の実施をはじめとした広報啓発の推進

地域に密着した活動を行う交通安全推進隊の整備・支援

警察ホームページ等による交通事故情報等の提供

横断歩道における歩行者等の優先義務の周知徹底（ゼブラ・ストップ活動）



交通安全運動出動式

## 1-3-②-2

## 高齢者の交通事故防止対策の推進

高齢者が交通事故に遭わない、起こさないように、高齢者の交通事故の特徴を踏まえた広報啓発活動を推進するとともに、夕暮れから夜間の交通事故を防止するため、反射材着用促進キャッチフレーズ「キラリアップ☆ちば」を活用して、反射材や視認性の高い明るい服装の効果などを積極的に広報します。

また、高齢者を対象にした交通安全教育を実施し、交通事故防止のための知識の向上を図るとともに、地域における高齢者の自主的な交通安全活動を促進します。

さらに、安全運転サポート車の普及促進などに取り組むとともに、運転に不安のある高齢者が運転免許証を返納しやすい環境づくりを促進することにより、高齢者が加害者となる交通事故の防止を一層強化します。

交通事故分析に基づく高齢者事故の特徴等を踏まえた広報啓発活動の推進

反射材や目立つ服装・携行品等の普及と活用の推進

高齢者宅訪問活動の推進

交通安全シルバーリーダーの育成

安全運転サポート車の普及促進

運転免許自主返納者に対する支援措置の拡充に向けた取組

SDGs



高齢者を対象とした交通安全講話の実施について



高齢者に対する安全運転サポート車の乗車体験

## 自転車安全利用の推進

自転車利用者の交通ルールの遵守とマナーの向上等のため、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」のポイントを踏まえた本県独自の安全利用ルール「ちばサイクルルール」を基に、年齢層に応じた実践的な自転車安全教育を積極的に実施するとともに、自転車安全利用キャンペーンによる広報啓発活動や、自転車損害賠償保険等の加入促進に向けた取組を実施します。

また、高校生が関係する交通事故のうち、高い割合を占めている自転車関連事故を防止するため、高等学校と連携した交通事故防止対策を実施し、高校生の自転車利用時における交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に向けた取組を推進します。

さらに、交通の危険が生じるおそれのある違反などに対しては積極的に指導・警告を行うとともに、酒酔い運転などの悪質・危険な違反者に対しては、検挙措置を講ずるなど、自転車利用者に対する指導取締りを推進します。

加えて、市町村の自転車ネットワーク計画に位置付けられた路線の矢羽根型路面表示等の設置を行うなど、自転車の安全で快適な通行環境の整備を推進します。

年齢層に応じた  
自転車交通安全教育の推進

子供自転車免許証の交付による  
安全利用の意識の醸成

自転車の安全利用に向けた  
広報啓発活動の推進

高等学校と連携した交通事故防止対策

悪質・危険な自転車利用者に対する  
指導取締りの推進

自転車通行環境の整備推進

SDGs



高等学校における自転車指導



スクエアード・ストレイト自転車交通安全教室

## 1-3-②-4 悪質・危険な運転者対策の強化

「飲酒運転」や、いわゆる「あおり運転」「生活道路等を含む著しい速度超過」等の悪質・危険な運転による交通事故の発生を防止するため、厳正な取締り等を行うとともに、その悪質性や危険性についてあらゆる機会を通じて運転者などに周知啓発を行います。

特に、飲酒運転の根絶\*に向けては、厳正な取締りを推進するとともに、飲酒運転した者のみならず、車両や酒類を提供した者、また、要求・依頼して同乗した者などに対する罰則規定を積極的に適用していきます。

さらに、広く県民が参加する行事等を通じて、飲酒運転根絶の気運醸成を図るほか、企業や団体等による「飲酒運転根絶宣言」の促進や飲酒運転根絶協議会の活性化等、飲酒運転を「しない・させない・許さない」社会環境づくりを推進します。

飲酒運転など悪質・危険な運転に対する  
厳正な取締りの実施

飲酒運転を「しない・させない・許さない」  
社会環境づくりの推進



飲酒検問



可搬式オービス

### ひとくちコラム

## 飲酒運転を「しない・させない・許さない」

令和3年6月28日、本県八街市内において、下校途中の児童の列に飲酒運転のトラックが衝突し、5名の児童が死傷するという大変痛ましい交通事故が発生しました。

飲酒運転のない、県民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的に「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」が議員提案により制定されました。県では条例制定を受け飲酒運転を「しない・させない・許さない」社会環境づくりをなお一層推進しています。

交通安全



## 1-3-②-5 交通安全教育の充実

交通安全の必要性及び知識を普及し、県民一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを習慣化できるよう、幼児から高齢者まで、年代に応じた交通安全教育を実施します。

また、交通安全教育に当たっては、保護者、学校、地域等と連携するとともに、模擬信号機等の交通安全教育補助機材を活用して、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催するほか、交通安全に関する動画を作成し、警察公式SNSで配信するなど、効果的に実施します。

年齢層に応じた交通安全教育の推進

地域や事業所等における交通安全教育の推進

警察公式SNSを活用した交通安全教育の推進

安全運転管理者等による運転者管理の徹底

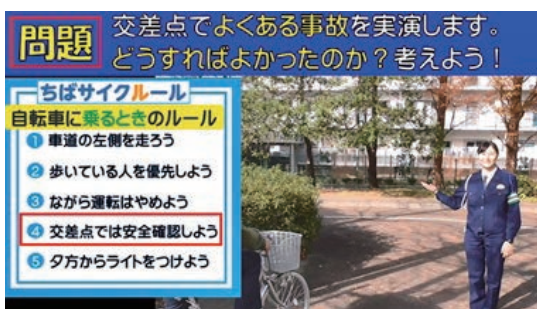
幼児教育指導者を対象とした交通安全教育の実施



幼児に対する交通安全教室



交通安全モデル園事業



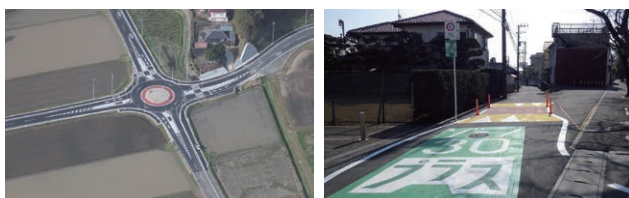
SNSを活用した交通安全教育動画

## 1-3-②-6

## 交通安全環境の整備

安全で快適な交通環境を整備するため、道路管理者や警察・関係団体等が協力して実施する交通事故多発箇所の共同現地診断や、交通事故の原因を科学的・総合的に調査分析を行う交通事故調査委員会の検討結果などを生かし、交差点の改良や通学路などの歩道の整備、注意喚起の路面標示など、道路交通環境の整備・改善を進めます。

さらに、交通安全施設整備に際しては、高齢者対策、通学路等対策、災害対策、自動運転等の技術などの新たなニーズにも的確に対応していきます。



ラウンドアバウト

ゾーン30プラス

交通事故多発地点における  
共同現地診断の実施

交通事故調査委員会の開催

交通安全施設の整備

道路環境の整備と改善

SDGs



## 1-3-②-7

## 交通指導取締りの強化

飲酒運転や、無免許運転、速度超過違反のほか、歩行者妨害、信号無視といった交差点関連違反などの交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び道路交通上の迷惑性が高い放置駐車違反に重点を置いた取締りを行います。

さらに、多角的な交通事故分析の結果と県民からの意見・要望を踏まえ、交通事故防止に効果的な時間・場所を選定した交通指導取締りを行います。

あわせて、交通指導取締りを効果的に行うための資機材の整備を図るほか、悪質な放置違反金未納者に対しては、引き続き、差押えなどの徹底した徴収を行います。

交通事故発生状況の分析に基づく  
効果的な指導取締りの推進

違法駐車対策の推進

交通取締用装備資機材の  
整備・拡充

SDGs



交通指導取締り



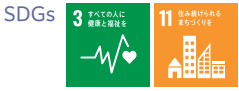
## 1-3-②-8 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

客観的証拠に基づいた適正な交通事故事件捜査を行うとともに、重大・悪質な交通事故事件の発生に際しては、初動段階から組織的かつ重点的な捜査を行います。特に、飲酒運転、信号無視、無免許運転や妨害運転等が疑われるものについては、危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れて捜査を行います。

また、ひき逃げ事件については、交通鑑識資機材や常時録画式交差点カメラ等の有効活用による被疑者の早期検挙に努めます。

さらに、事業活動に関して行われた過労運転、過積載運転等に起因する交通事故事件については、使用者等の責任を追及していくほか、自動車整備事業者等による不正車検や不法改造等、交通の安全を脅かす犯罪に対しても積極的に取締りを行います。

- 危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れた適正かつ緻密な捜査の推進
- ひき逃げ事件や交通特殊事件等に対する徹底捜査
- 緻密かつ科学的な交通鑑識活動の推進
- 交通事故事件捜査用資機材の充実



多重事故現場における鑑識活動

## 施策項目 | - 3 - ③ 消費生活の安定と向上

### 目 標

県民が、安全で安心な消費生活を送れる  
社会をつくります。

### 現状と課題

デジタル化の進展による電子商取引の拡大や高齢化の進行、成年年齢の引下げなど、経済・社会が変化する中、消費者問題はより多様化・複雑化し、被害もより深刻化しています。

そのため、消費生活相談員の増員をはじめとする相談窓口の充実や消費者の自立を支援する対策を講じていますが、依然として消費者トラブルは後を絶ちません。

令和2年度に、県・市町村に寄せられた消費生活相談は約5万5千件で、その4割近くを60歳以上の高齢者が占めるとともに、若年層を中心にSNSに関連した相談が多く寄せられています。特に昨今、新型コロナウイルス感染症の拡大や台風等による災害の発生に乘じ、人の不安感につけ込んだ悪質商法事犯等が発生しています。

このため、消費生活相談体制や国や市町村との連携、家族や地域による見守り体制のより一層の充実など、消費者トラブルを未然に防ぎ、消費者の安全・安心を確保するための取組が求められています。

また、消費者自身が正しい情報を見極める力、合理的に判断し考える力など、消費者被害防止に向け必要な能力・知識を身に付けるため、市町村や教育関係機関、消費者団体、事業者団体などの関係機関と共に消費者教育を推進する必要があります。

さらに、近年、消費者には、商品やサービスの選択に当たり、障害のある人の支援につながる商品、フェアトレード<sup>※</sup>商品、エコ商品、地産地消や被災地産品の消費など、人、社会、環境及び地域に配慮した消費をする「エシカル消費」を意識した行動が求められています。

そのほか、食による最も身近な健康被害である食中毒事件が後を絶たないことから、食品の生産から消費に至るまでの総合的な安全対策が必要となっています。

### 取組の基本方向

県民が安全で安心な消費生活を送ることができるよう、市町村の消費生活相談体制の充実に向けた支援や市町村と県消費者センターとの連携の強化を進めるとともに、消費生活相談窓口の周知を図ります。

また、関係機関と共に、消費者の自立支援、家族や地域での見守りの促進、若年者の消費者被害の未然防止、「エシカル消費」の普及促進に向けて、消費者教育や情報提供などの事業を推進するとともに、悪質事業者に対する指導を強化します。

さらに、他人名義の預貯金口座や携帯電話など、犯罪を助長し、又は容易にする基盤となる「犯罪インフラ」を生まない社会づくりに資するため、口座詐欺や携帯電話不正取得詐欺等を積極的に取り締まるなど、犯行ツール対策を徹底するほか、関係機関・団体と連携して、複雑・巧妙化する犯罪手口に関する県民への広報啓発活動を推進します。

そのほか、県内で製造、生産又は流通する食品の安全性の確保に努めます。

## 主な取組

### 1-3-③-1 相談・支援体制の充実

県民にとって身近な市町村における消費生活相談体制の充実強化を図るため、研修や巡回訪問など消費生活相談員の資質向上に向けた支援を行うとともに、消費者被害を防ぐために、家族や地域での見守りを促進するなど、どこに住んでいても適切な消費生活相談を受けられる体制づくりを進めます。

- 市町村相談体制等への支援
- 県消費者センター等の相談体制の充実
- 地域の見守り体制の充実



### 1-3-③-2 ライフステージに応じた学習機会の確保と消費者教育の推進

消費者の自立の支援や被害の防止、「エシカル消費\*」の理解促進などを図るため、教育機関等と連携し、ライフステージに応じた消費者教育を推進するとともに、消費者向け講座の開催等を通じた学習の機会を提供します。

- 自立支援講座の実施
- 消費者被害情報の提供
- 教育機関等との連携による消費者教育の推進



## ひとくちコラム

## エシカル消費

「エシカル消費」とは、人や社会、環境に配慮して、商品やサービスを選んで、消費することです。

日々行っている「ものを買う」という消費行動が、人や地域、環境、さらには次世代へと影響を与えるものであることを、一人ひとりが自覚しながら生活することで、社会を変えていくことができるのです。

## 【エシカル消費に当たる消費行動例】

人への配慮：障害者支援につながる商品の消費

社会への配慮：フェアトレード商品などの消費

環境への配慮：エコ商品、リサイクル商品などの消費

地域への配慮：地産地消や被災地産品の消費など



## 1-3-③-3

## 悪質事業者対策の強化

不当な取引行為を行う事業者及び過大な景品類の提供や不当表示を行う事業者に対する指導を強化します。

また、ヤミ金融事犯や悪質商法事犯に対しては、積極的な取締りを実施するとともに、被害の拡大を防止するため、犯罪に利用された預貯金口座を凍結するための金融機関への情報提供や関係機関・団体と連携した啓発活動を行います。

適正な取引・表示の推進

ヤミ金融事犯や悪質商法事犯対策の推進

悪質・巧妙化する手口の県民への周知

SDGs



## 1-3-③-4 食の安全と消費者の信頼確保

食品等営業施設への効果的な監視指導や食品検査を実施するとともに、食品等事業者に対し、HACCP※に沿った衛生管理の指導を実施します。

また、県民の健康の保護を最優先し、食品の生産から消費に至る総合的な安全対策及び食品の安全性に関するリスクコミュニケーション※を推進します。



県の機関による食品の細菌検査

- 食品等営業施設の監視指導
- 検査機器等の整備及び精度管理の徹底
- 県内で製造・生産・流通する食品等の検査
- 食品の適正表示
- 農林水産業における肥料・農薬等の適正使用の推進(再掲)
- 農林水産物における放射性物質等のモニタリング検査の実施
- 食品等事業者に対するHACCPに沿った衛生管理の指導
- リスクコミュニケーションの開催

